

# 改善はここがポイント！

## 2013年度・茨城県の「障害者法定雇用」

－企業別にみる雇用率達成状況（労働局開示情報）の分析から－

全国障害者問題研究会茨城支部

### 1 公表にあたって

国連の障害者の権利条約が、我が国でも批准・発効（2014年2月）しました。この国際的な権利条約の批准にあわせて、障害者に関する国内法の改正も進みました。その一つが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という）の改正です。

日本の障害者雇用の法的規制は、「障害者雇用促進法」に基づき、雇用率制度と納付金制度で成り立っています。この法律による障害者の法定雇用率は、これまで民間企業で1.8%でしたが、法改正により2013年4月1日から2.0%となりました。これによって、50人以上の企業（これまでは56人以上企業）では1人以上の障害者を雇用する義務が生ずることとなりました。2010年7月には、短時間労働者（週所定労働20時間以上30時間未満）も対象に加わっています。また、2012年6月には、法定雇用率を守らない企業に課せられた雇用納付金の対象が300人以上企業から200人以上企業へと拡大されています。障害者雇用の促進が取り組まれています。障害者雇用の促進は、「障害者雇用促進法」にもうたわれているように企業の社会的責任（CSR）です。障害者の就労を保障するうえで、少なくともこの法的基準を守ることが事態を改善する重要な足がかりとなることは確かです。

全国障害者問題研究会茨城県支部（略称「茨障研」）は、2003年から毎年、茨城労働局に県内の障害者雇用率未達成企業の開示請求をしてきました。開示されたデータについて、毎年、茨障研のホームページで公表しています。今年も公開しましたので、ご覧ください（「茨障研」で検索、<http://ibashouken.web.fc2.com/>）。ただし、開示対象企業は、茨城労働局の管轄下にある「茨城県内に本社がある企業」に限られています。

この分析結果に基づいて、県内の障害者雇用を一步でも促進することを目的に、障害者の就労セミナー、県内全企業へのアンケート調査等にも取り組んできました。

今回は、私たち「茨障研」が開示請求して得られた2013年度の「障害者雇用状況報告書一覧表」（2013年6月1日現在）に基づき、茨城の障害者雇用を進めるために、いまぜひ改善して欲しい点は何かを、分析・抽出いたしました。

20世紀後半に、日本の障害者運動は障害のある人たちの「権利としての教育」を実現させました。国際的には、国際労働機関（ILO）で、「ディーセントワークの実現」（厚生労働省訳：働きがいのある人間らしい仕事）が提唱されています。この点からも、21世紀には、障害のある人を含めたすべての人の労働・就労権の保障を、すべての人々の共通課題として実現させるべく、力を注ぎたいものです。

批准された「障害者権利条約」では、第27条「労働及び雇用」で「労働についての障害

者の権利」の実現を保障・促進することを謳い、職場において「合理的配慮」を障害者の権利として認めています。

## 第二十七条 労働及び雇用（日本政府仮訳）

I 締約国は、障害者が他の者と平等に労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を受け入れ、及び障害者にとって利用可能な労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

1. あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害を理由とする差別を禁止すること。
2. 他の者と平等に、公正かつ良好な労働条件（例えば、均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬）、安全かつ健康的な作業条件（例えば、嫌がらせからの保護）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
3. 障害者が他の者と平等に労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
4. 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を効果的に利用することを可能とすること。
5. 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びその職業に復帰する際の支援を促進すること。
6. 自営活動の機会、起業能力、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
7. 公的部門において障害者を雇用すること。
8. 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
9. 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
10. 開かれた労働市場において障害者が実務経験を取得することを促進すること。
11. 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

II 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれず、及び他の者と平等に強制労働から保護されることを確保する。

なお、以下の資料の中で、開示されたデータをもとに個々の企業名を挙げて障害者雇用率の達成状況を示しましたが、このことによって、特定企業を非難や誹謗・中傷の対象として告発するというような意図は全くありません。このような情報の提供により、障害者雇用の改善が進み、1人でも多くの障害者が就労できるような、具体的な手だてが講じられることを願うのみです。

## 2 茨城県内の「障害者法定雇用」の実態概要（2012年6月～2013年5月）

今回、2013年6月1日現在の開示資料をもとに、茨城の障害者の雇用実態について分析した結果の要点は以下のとおりです。

- (1) 茨城県における民間企業の障害者「実雇用率」は、前年の1.59%から1.66%に上がりました。しかし、全国平均の2013年：1.76%にも届きません。全国順位で「ワースト3位」に位置しています。すでに11府県で法定雇用率の2.0%を超えており（表1）、本県の立ち遅れが目立ちます。
- (2) 茨城県における民間企業の「法定雇用率達成企業の割合」は、2012年：51.4%でしたが、2013年は47.4%（1351企業中641企業）と下がりましたが、全国水準42.7%は上回っています。（表2）。
- (3) これらのことから、本県の障害者雇用の特徴は、「法定雇用率達成企業の割合」は全国水準よりも高いにもかかわらず、「実雇用率」は低位にあるという不均衡にあります。それは、「法定雇用率未達成企業」の雇用状況が、全体の「実雇用率」を大幅に引き下げる原因となっていることを表しています。
- (4) 茨城県の「法定雇用率未達成企業」の特徴を企業規模別に全国の傾向と比較して差が開いている（10ポイント以上）のは、「500－1000人未満」企業の「1.5人から2人」（全国18.4%、茨城38.9%、+20.5）と「300－500人未満」企業の「2.5人から3人」（全国20.7%、茨城32.3%、+11.5）です。
- (5) 11カ年にわたり、個々の企業について、障害者雇用の経過を追跡した結果、一方で改善し基準を達成した企業や基準に接近する企業があるのに対して、他方では雇用率を下げ、あるいは全く雇用なしのまま「0人雇用企業」として長年にわたって存在するなどの実態が明らかになりました。調査を始めた2003年から11年間（2003年～2013年）続けて全く雇用なしの「0人雇用企業」は29企業（表4）ありました。ほとんどが「要雇用1人か2人」という小規模企業ですが、これらの企業には、なんとか「障害者一人は雇用」という前向きな努力が望まれます。
- (6) 労働局で基準としている企業規模ごとに、「不足人数の多い（おおむね4.5人以上）企業」を抽出しました（表5～8）。これらの企業が、足並みをそろえて「障害者雇用促進法」を守れば、県内の障害者の法定雇用は改善される可能性があります。
- (7) 茨城県及び市町村など行政機関・独立行政法人等の公的機関等の障害者雇用（法定雇用率は2.2または2.3%）の達成率は、大幅に向上しました。県の機関（4機関が対象）は、すべて達成しています。独立行政法人等（18法人）も、達成しています。市町村等の対象54機関では、県西総合病院（2.0人雇用、実雇用率1.20、不足数1.0）を除いて、達成（ただし、2013年11月時点）しています。  
茨城県教育委員会では、改善の取り組みを積極的に進め、2013年の実雇用率2.27%になり法定雇用率を達成しました。全国順位でも、第3位となりました（表9）。優れた取り組みです。全国で法定雇用率（2.2%）を達成している都道府県教育委員会は12県です（表10）。
- (8) 今回初めて加えられた「50人以上56人未満」（人数は常用雇用労働者数）の状況は、実雇用率・1.40%（全国平均1.66%、最低は「56人以上100人未満」の

1.24%)、達成企業の割合・38.1% (全国平均47.4%) で、企業規模別に見て低い数値です。日本の多くの企業が、法定雇用率対象企業外の50人以下の企業で占められ、その雇用状況は「50人以上56人未満」の状況から推察できます。

(9) 2013年の雇用された障害者のうち、新規雇用者は491人 (身体障害者274.5人、知的障害者149.0人、精神障害者67.5人) でした。昨年 (2012年) は、新規雇用者は408.0人 (身体障害者253.5人、知的障害者112.5人、精神障害者42.0人) でした。今年と昨年を比較すると、新規雇用者が増加していることがうかがえます。ただし、新たに「50人以上56人未満企業」が加わっていますが。

(10) 就労している障害者の労働実態という点で見ると、「使用者 (雇用主) による経済的虐待」として、最賃を払わないと思われる通報が、2012年度で全国164件ありました。茨城では9件ありました (茨城県障害福祉課)。50人に雇用義務が引き下げられたことで、その数は、もっと増えていると推定されます。また、正規雇用から非正規雇用 (契約社員、準社員、パートなど) などの不安定雇用も増えていると予想されます。仕事に就くことから、ディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) の確立に向けた取り組みの強化が必要です。

(11) 仮に本県内の「法定雇用率未達成」の民間企業および公的機関・独立行政法人等が法定雇用率を守るとすれば、直ちに1176.0人の障害者の雇用が見込まれます (民間企業1175.0人、県の機関0.0人、県教育委員会0.0人、市町村等1.0人、独立行政法人等0.0人、計0人)。

## おわりに

障害者雇用の促進は、「障害者雇用促進法」にもうたわれているように企業の社会的責任 (CSR) です。この制度を守るためには、真のCSRに見合った何らかの特別な雇用対策を進めたいものです。

■ 問合せ先 〒307-0021 結城市上山川202 あすなろ園内

全障研茨城支部事務局

Fax 0296-35-1360 TEL 0296-35-1330

茨障研ホームページ <http://ibashouken.web.fc2.com/> (「茨障研」で検索)

表1 2012年6月  
都道府県別の実雇用率（民間企業）

No.	都道府県	実雇用率
1	山口	2.33
2	福井	2.27
3	奈良	2.22
4	佐賀	2.17
5	大分	2.15
6	沖縄	2.12
7	長崎	2.10
8	熊本	2.08
9	宮崎	2.04
10	鹿児島	2.02
-----		
	全国	1.76
-----		
45	茨城	1.66
46	新潟	1.65
47	三重	1.60

注 実雇用率2.0%以上の県とワースト3を記載した。

表2 2012年6月  
都道府県別の法定雇用率達成企業の割合

No.	都道府県	達成企業の割合
1	佐賀	63.6
-----		
	茨城	47.4
	全国	42.7
-----		
46	埼玉	39.9
47	東京	28.4

注 達成企業の割合が60%以上及び40%未満の都県を記載した。

表3 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数の割合－全国と茨城県の比較－

		不足数					障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上	
規模計	全国	62.1%	21.5%	7.7%	4.0%	4.7%	59.6%
	茨城	64.9% (+2.8)	21.3%	7.9%	2.5%	3.4%	61.4% (+1.8)
50-56人 未満	全国	100%	-	-	-	-	96.9%
	茨城	100%	-	-	-	-	96.7%
56-100人 未満	全国	100.0%					96.9%
	茨城	100.0%					97.4%
100-300人 未満	全国	37.3%	46.9%	12.1%	2.8%	0.5%	42.7%
	茨城	42.5% (+5.2)	43.5%	10.2%	2.8%	1.1%	42.5%
300-500人 未満	全国	23.1%	23.7%	20.7%	18.3%	14.2%	1.7%
	茨城	13.8%	26.2%	32.3% (+11.6)	15.4%	12.3%	0.0%
500-1000 人未満	全国	18.0%	18.4%	18.5%	17.5%	27.6%	0.2%
	茨城	22.2% (+4.2)	38.9% (+20.5)	16.7%	0.0%	22.2%	0.0%
1000人以上	全国	10.2%	11.7%	11.0%	13.3%	50.1%	0.0%
	茨城	11.8%	17.6% (+5.9)	17.6% (+6.6)	0.0%	52.9%	0.0%

- 1) 厚生労働省「平成25年 障害者雇用状況の集計結果」及び茨城労働局「平成25年 障害者雇用状況の集計結果」から作成。企業数については、表の煩雑さを避けるため表記しなかった。
- 2) 厚生労働省「0.5人又は1人」との表記に対して、茨城労働局は「うち1人不足」と表記している。同様の意味と解釈した。
- 3) 厚生労働省では、4.5人以上もさらに細かく区分されていたが、「4.5人以上」としてまとめた。

表4 11年間「0人雇用」継続企業（2003年～2013年）

	企業名	算定の基礎となる労働者数	不足人数
1	茨城県信用農業協同組合連合会	132.0	<b>2.0</b>
2	茨城県農業協同組合中央会	62.0	1.0
3	茨城日化サービス(株)	82.0	1.0
4	(財)いばらき文化振興財団	150.5	<b>3.0</b>
5	常陽キャッシュサービス(株)	80.0	1.0
6	東興機械工業(株)	105.0	2.0
7	東神電池工業(株)	65.0	1.0
8	日本ゲージ(株)	65.0	1.0
9	(株)ハイソフテック	123.0	<b>2.0</b>
10	(株)フジコー	96.0	1.0
11	(財)水戸市芸術振興財団	59.5	1.0
12	(株)友部自動車学校	68.0	1.0
13	(株)岡部工務店	125.0	2.0
14	(株)システムデザイン	149.0	<b>2.0</b>
15	常陽電機工業(株)	85.0	1.0
16	医療法人 聖麗会 聖麗メモリアル病院	118.5	<b>2.0</b>
17	日本放射線エンジニアリング(株)	118.0	<b>2.0</b>
18	(株)ハギヤニューテクノ	122.0	<b>2.0</b>
19	岩瀬プリンス電機(株)	70.5	1.0
20	茨城県みなみ農業共済組合	80.0	1.0
21	(株)プラントサービス	95.5	1.0
22	キャリーシステム(株)	176.0	<b>3.0</b>
23	日本エクシード(株)	93.0	1.0
24	(株)東筑波カントリークラブ	62.0	1.0
25	日本創興株式会社	71.0	1.0
26	鹿島サービス株式会社	70.5	1.0
27	昭和サービス株式会社	73.5	1.0
28	株式会社寿商事	102.5	2.0
29	常総開発工業株式会社	111.0	2.0

- ・2003年～2012年6月：31企業
- ・2003年～2013年6月：29企業（2企業で障害者雇用）

表5 2013年「100人－300人未満」企業で「不足人数の多い（4人以上）」企業

企業名	年	算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	うち新規雇用障害者数	雇用率	不足人数	備考
育良精機(株)	08	264	0	0	0.00	4.0	
	09	266	0	0	0.00	4.0	
	10	250	0.0	0.0	0.00	4.0	
	11	250	0.0	0.0	0.00	4.0	
	12	248.0	0.0	0.0	0.00	4.0	
	13	242.0	2.0	2.0	0.83	2.0	改善
(株)協立製作所	12	287.0	1.0	1.0	0.35	4.0	
	13	250.0	2.0	2.0	0.80	3.0	改善
医療法人 盡誠会 宮本病院	12	237.0	0.0	0.0	0.0	4.0	
	13	236.5	2.0	2.0	0.85	2.0	改善
(株)茨城計算センター	12	253.5	0.0	0.0	0.0	4.0	
	13	259.0	0.5	0.5	0.19	4.5	
(株)アンフィニ	12	299.5	0.0	0.0	0.0	5.0	
	13	267.5	0.5	0.5	0.19	4.5	
(医) 健佑会	12	286.0	1.0	0.0	0.35	4.0	
	13	300人以上企業へ					
(医) 社団 北水会	13	210.0	0.0	0.0	0.0	4.0	新規
常洋水産(株)	13	266.0	1.0	0.0	0.38	4.0	新規
公益財団法人 茨城県総合健診協会	13	255.0	1.0	0.0	0.39	4.0	新規
プレビ(株)	13	204.5	0.0	0.0	0.0	4.0	新規
(株)茨進	13	203.5	0.0	0.0	0.0	4.0	新規
(株)太陽コーポレーション	13	279.0	0.0	0.0	0.0	5.0	新規
ワークスタッフ(株)	13	296.5	1.0	0.0	0.34	4.0	新規
リスカ(株)	13	269.0	1.0	0.0	0.37	4.0	新規

1) 企業規模は「算定の基礎となる労働者数」で分けた。



表6 2013年 「300人～500人未満」企業で「不足人数の多い（4.5人以上）」企業

企業名	年	算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	うち新規雇用障害者数	雇用率	不足人数	備考
株式会社アドバンス	10	351	1.0	0.0	0.28	5.0	
	11	390	1.0	0.0	0.26	6.0	
	12	413.0	1.0	0.0	0.24	6.0	
	13	442.5	4.5	2.5	1.02	3.5	改善
トヨタカローラ南茨城(株)	11	354.0	1.0	1.0	0.28	5.0	
	12	368.0	1.0	0.0	0.27	5.0	
	13	386.0	3.0	0.0	0.78	4.0	改善
キング工業(株)	10	315	0.0	0.0	0.00	5.0	
	11	318	0.0	0.0	0.00	5.0	
	12	304.0	0.0	0.0	0.00	5.0	
	13	301.5	1.0	1.0	0.33	5.0	
(株)ロイヤルネットワーク茨城	11	334.0	1.0	0.0	0.30	5.0	
	12	322.5	0.5	0.0	0.16	4.5	
	13	404.0	0.5	0.0	0.12	7.5	増加
(医) 健佑会	12	286.0	1.0	0.0	0.35	4.0	300人未満から移動、増加
	13	308.0	1.0	0.0	0.32	5.0	
茨城県民生活協同組合	12	361.5	1.5	0.0	0.41	4.5	増加
	13	365.5	2.0	0.0	0.55	5.0	
日産プリンス茨城販売(株)	13	347.0	1.0	0.0	0.29	5.0	新規
(株)平成興業	13	334.0	1.0	0.0	0.30	5.0	新規
(株)しまナーシングホーム	13	319.0	1.0	0.0	0.31	5.0	新規
(株)ブックエース	13	436.5	0.5	0.5	0.11	7.5	新規
(株)広沢製作所	13	482.0	4.0	0.0	0.83	5.0	

1) 企業規模は「算定の基礎となる労働者数」で分けた。

表7 2013年 「500人－1000人未満」企業で「不足人数4.5人以上」の企業

企業名	年	算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	うち新規雇用障害者数	雇用率	不足人数	備考
(株)シーケル	08	968	2.0	0.0	0.21	15.0	
	09	783	1.0	0.0	0.13	13.0	
	10	724	1.0	1.0	0.14	12.0	
	11	577.0	5.0	5.0	0.87	5.0	
	12	653.0	3.0	1.0	0.46	8.0	
	13	541.0	9.0	8.0	1.66	1.0	改善
医療法人 つくばセントラル病院	11	655.5	2.5	0.0	0.38	8.5	
	12	684.0	4.5	2.0	0.66	7.5	
	13	699.5	10.0	9.0	1.48	3.0	改善
(株)育良精機製作所	11	570.0	5.0	0.0	0.88	5.0	
	12	544.5	4.5	1.0	0.83	4.5	
	13	562.5	9.5	0.0	1.69	1.5	改善
株式会社イカイプロダクト	12	504.0	4.5	0.0	0.89	4.5	
	13	414.5	5.0	0.0	1.21	3.0	改善
社会福祉法人 北養会	10	512	2.0	0.0	0.39	7.0	
	11	607.5	2.0	1.0	0.33	8.0	
	12	631.0	3.0	2.0	0.48	8.0	
	13	不明					
(株)北関東マツダ	07	672	7.0	0.0	1.04	5.0	
	08	670	7.0	0.0	1.04	5.0	
	09	658	8.0	0.0	1.22	3.0	(改善)
	10	636	6.0	0.0	0.94	5.0	
	11	635.5	6.0	0.0	0.94	5.0	
	12	641.0	6.0	0.0	0.94	5.0	
	13	658.5	7.0	1.0	1.06	6.0	増加
ボッシュレックスロス(株)	12	661.5	6.0	1.0	0.91	5.0	
	13	572.5	5.0	0.0	0.87	6.0	増加
(公) 筑波メディカルセンター	12	862.0	9.0	1.0	1.04	6.0	
	13	908.5	10.0	2.0	1.10	8.0	増加
(株)ジョイパック	13	674.0	6.0	0.0	0.89	7.0	新規

1) 企業規模は「算定の基礎となる労働者数」で分けた。

表8 2013年 「1000人以上」企業で「不足人数4.5人」以上の企業

企 業 名	年	算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	うち新規雇用障害者数	雇用率	不足人数	備考
三桜工業株式会社	11	2086.0	30.0	0.0	1.44	7.0	改善
	12	2204.0	32.0	2.0	1.45	7.0	
	13	2238.0	41.0	9.0	1.83	3.0	
寺島薬局(株)	11	1641.5	21.0	3.0	1.28	8.0	
	12	1736.5	26.0	12.0	1.50	5.0	
	13	不明					
(株)ジョイフル本田	10	3926	58.0	5.0	1.48	12.0	増加
	11	4457.0	61.5	7.0	1.38	18.5	
	12	4629.5	60.0	12.0	1.30	23.0	
	13	4407.5	59.5	11.0	1.35	28.5	
(株)筑波銀行	10	2606	30.0	3.0	1.15	16.0	増加
	11	2688.0	32.5	9.0	1.21	15.5	
	12	2566.5	37.0	7.5	1.44	9.0	
	13	2475.5	39.0	2.0	1.58	10.0	
(株)ホンダ産業	11	1077.5	10.5	0.0	0.97	8.5	増加
	12	1068.5	8.0	0.0	0.75	11.0	
	13	1037.0	7.5	0.0	0.72	12.5	
茨城県厚生農業協同組合連合会	11	2295.0	36.0	1.0	1.51	7.0	増加
	12	2602.0	40.0	2.0	1.54	6.0	
	13	2712.0	40.0	0.0	1.47	14.0	
(株)常陽銀行	13	4519.5	82.0	2.0	1.81	8.0	新規
(株)山新	13	1946.5	32.0	7.0	1.64	6.0	新規
(株)アイメタルテクノロジー	13	1600.0	20.0	0.0	1.25	12.0	新規
(株)ライトオン	13	2853.0	51.0	3.5	1.79	6.0	新規

1) 企業規模は「算定の基礎となる労働者数」で分けた。

表9 茨城県教育委員会の雇用状況（法定雇用率2.2%）

団体名	年	算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	雇用率	不足人数	備考
茨城県教育委員会	05	15265	139	0.91	166	
	06	15183	156.0	1.03	147	
	07	15027	176	1.17	124	
	08	14897	199	1.34	98	
	09	14747	232	1.57	62	
	10	14622	236	1.61	56	
	11	16747.0	235.5	1.41	98.5	
	12	16648.0	321.5	1.93	10.5	大幅改善
	13	16511.5	374.0	2.27	0.0	達成

表10 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

No.	都道府県	実雇用率	不足数
1	高知県	2.43	0.0
2	山形県	2.30	0.0
3	茨城県	2.27	0.0
4	富山県	2.26	0.0
5	千葉県	2.23	0.0
6	愛知県	2.22	0.0
7	沖縄県	2.21	0.0
	石川県	2.21	0.0
	奈良県	2.21	0.0
	徳島県	2.21	0.0
11	神奈川県	2.20	0.0
	大分県	2.20	0.0
	合計	2.02	1083.0
44	東京都	1.78	177.0
45	滋賀県	1.77	34.5
46	埼玉県	1.76	113.5
47	宮城県	1.75	48.0

\* 都道府県教育委員会に適用される法定雇用率は2.2%